

『羽島都市計画区域マスタープラン(改定案)』への意見に対する考え方について

《意見募集期間：令和2年7月29日～令和2年8月27日》

整理番号	意見の 該当箇所	主な意見の理由	意見に対する県の考え方	修正の 有無
1	4-1 土地利用に関する 主要な都市 計画の決定 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内では小学校で生徒数が減少しているほか、今後の農業の担い手の減少が予想される。 ・市街化調整区域内に居住する親の元で育ち成人した子世代では、営農者でないこと等の理由で親の居住地の近くでの住宅建築が許可されず、親の世話や農業の手伝いなどができず、地域を離れる人達がいる。 ・例えば、子世代の居住した期間に応じて住宅建築を許可するなど、規制の緩和や特例措置などを検討してほしい。 	<p>本都市計画区域においては、人口減少の傾向が続くと予測されるものの、世帯数の増加による住宅地需要などにより市街地周辺での乱開発が懸念されています。そのような状況のなか、各種都市基盤整備を集中的に実施することで、コンパクトな都市づくりを目指し、市街地の範囲を明確にしていく必要性があります。</p> <p>このことから、本都市計画区域では区域区分を定め、市街化を抑制すべき市街化調整区域では原則として開発を抑制し、一部の既存集落の地域では、地域コミュニティを維持するための都市的土地利用を検討することで、秩序ある都市的土地利用の実現をめざすこととしています。</p>	無

『海津都市計画区域マスタープラン(改定案)』への意見に対する考え方について

《意見募集期間: 令和2年7月29日～令和2年8月27日》

整理番号	意見の 該当箇所	主な意見の理由	意見に対する県の考え方	修正の 有無
1	全般	<p>大卒の働くことのできる企業が少なく、名古屋圏への公共交通の便が十分でないため若者の流出も進み、過疎化につながる。観光については、市としての取組みが少なく開発があまり行われていない。海津都市計画区域マスタープランでは、具体的な施策が明記されておらずどのような市街地像を進めるのかみえてこない。以上を踏まえたうえで、名古屋への就業を考慮して養老線鉄道沿線へ住居を集積する、市役所周辺に日常生活に必要な施設を集積し、高齢者、セカンドライフ者のコミュニティを育成する、千代保稲荷の美観の統一及び木曾三川公園のPRを図り観光資源の強化を図る、などの具体的な施策を提言したい。</p>	<p>都市計画区域マスタープランは、当該都市の発展の動向や、産業等の現状及び将来の見通しを勘案した「基本指針」であり、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性をお示しするものです。</p> <p>当該都市計画区域マスタープランでは新規工業団地等の基盤整備の推進、高齢者等の交通弱者や観光客のニーズに応じた公共交通の整備、豊かな自然環境を活かした魅力あるまちづくりを課題と捉え、地域の特性に応じた市街地像を定め、都市計画としての対応を記載しております。</p> <p>主要な都市計画の決定の方針としては、土地利用、都市施設の整備、市街地開発、自然的環境の整備又は保全についてそれぞれ方針を示し、居住環境の充実を図るため地域地区の指定の検討、鉄道及びバスの市民のニーズに合わせた利便性の向上、良好な自然環境や歴史的・文化的資源を重要な景観として整備、保全及び活用を図ります。</p> <p>個々の提言につきましては、一義的には市のまちづくりに関係することであるため、市へお伝えするとともに、まちづくりの支援を進めてまいります。</p>	無